

神代川かわまちづくり推進協議会

設置要綱

(目的)

第1条 神代川かわまちづくり計画を推進する上で、幅広い見地から意見を聴取し実施に反映するために、神代川かわまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 神代川のかわづくりに係る具体的な実施内容について
- (2) 神代川を含む周辺地域のまちづくりに係る具体的な実施内容について
- (3) 河川を含む周辺施設整備後の利活用・維持管理について

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(任期)

第4条 協議会委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会)

第5条 協議会は、神代川河川再生計画検討委員会の実践組織として活動を行い、必要に応じて部会を設立するとともに、部会には部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、それぞれの会務を総括する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長が必要と認める場合は、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、宮崎県西臼杵支庁土木課、高千穂町建設課並びに高千穂町企画観光課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、神代川河川再生計画検討委員会委員長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年5月 日 から施行する。